消防計画

第１章　総　則

〔目　的〕

　第１条　この計画は、　　　　　　　　の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

〔消防計画の適用範囲〕

　第２条　この計画は、　　　　　　　　に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

〔防火管理者の権限と業務〕

第３条 防火管理者は、　　　　　　　　　とし、この計画についてのー切の権限を有し次の業務を行うものとする。

（１） 消防計画の作成及び変更

（２） 消火、通報、避難訓練の計画とその実施

（３） 建築物、防火避難施設、火気使用設備・器具、危険物施設等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督

（４） 火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（５） 収容人員の把握と安全管理

（６） 管理権原者に対する助言及び報告

（７） その他防火管理上必要な業務

〔消防機関への報告及び連絡〕

 第４条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

 （１） 消防計画の提出（変更の都度）

（２） 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き

（３） 消防用設備等の点検結果の報告

（４） 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請

（５） その他防火管理について必要な事項

〔防火管理業務の記録〕

　第５条　防火管理者は、法令等に基づく届出、建築物の増改築等の工事、消防用設　備や危険物施設の点検及び整備、消防訓練など防火管理業務に関する一切の事項についての実施状況を別紙１「防火管理業務記録表」に記録するものとする。

第２章　予防管理対策

〔予防管理組織〕

 第６条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建築物、防火避難施設、火気使用設備・器具、危険物施設等及び消防用設備等の検査を行う自主検査員を指定する。

〔火元責任者の業務〕

 第７条 火元責任者を別表１「火元責任者の指定」のとおり定め、次の業務を行うものとする。

 （１） 担当区域内の建築物、火気使用設備・器具、電気設備等の日常の維持管理

（２） 担当区域内の消防用設備等の維持管理

（３） 地震時における火気使用設備・器具の出火防止措置

（４） 防火管理者の補佐

〔消防用設備等の自主検査〕

第８条　第６条に基づく自主検査の実施時期及び検査員は次のとおりとする。

なお、自主検査については、別紙２「自主検査表」に基づき検査員が定期に行うものとする。

|  |
| --- |
| **自主検査** |
| 検査項目（消防用設備等） | 実施月 | 検査員等 |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
|  | 　　　　月　　　　　月 |  |
| 検査項目 | 実施月 | 検査員等 |
| 建築物等 | 　　　　月　　　　　月 |  |
| 防火避難施設 | 　　　　月　　　　　月 |  |
| 火気使用設備・器具 | 　　　　月　　　　　月 |  |
| 電気設備 | 　　　　月　　　　　月 |  |
| 危険物施設等 | 　　　　月　　　　　月 |  |

〔消防用設備等の法定点検の実施及び報告〕

第９条　消防用設備等の法定点検実施時期及び点検実施者は次のとおりとする。

また、消防用設備等の法定点検の結果について、　年に１回、徳島中央広域連合　消防署長に報告するとともに、｢維持台帳｣に記録するものとする。

|  |
| --- |
| **法定点検** |
| 消防用設備等 | 実施月 | 点検業者等 |
| 機器点検 | 総合点検 |
|  | 　　　月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |
|  | 月　　　月 | 月 |  |

第３章　火災予防措置

〔防火管理者ヘの連絡事項〕

 第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

 （１） 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。

（２） 各種火気使用設備・器具を設置又は変更するとき。

（３） 改装、模様替え等を行うとき。

（４） その他防火管理上必要な事項

〔従業員の遵守事項〕

 第11条 　　　　　　に勤務する全ての者は日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

（１） 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。

（２） 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。

（３） 火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。

（４） 喫煙は、指定した場所で行うこと。

〔火気使用時の遵守事項〕

 第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

 （１） 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。

（２） 火気使用設備・器具は、使用前、使用後必ず点検を行い、安全を確認すること。

（３） 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。

（４） 終業時には、吸いがら等を指定場所へ集めること。

第４章　自衛消防活動対策

〔自衛消防の組織と任務分担〕

 第13条 　　　　　　の自衛消防組織として　　　　　　　　　を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表２「自衛消防隊編成表」のとおり指定する。

〔避難経路図等〕

 第14条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない。

（別図参照）

第５章　震災対策

〔震災予防措置〕

 第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第２章に基づく各施設器具の検査に合わせて、次の事項を行うこと。

（１） 建築物、建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査

（２） 火気使用設備・器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査

（３） 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

〔地震後の安全措置〕

 第16条 火元責任者は、地震後、建築物、火気使用設備・器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

〔震災に備えての準備品〕

 第17条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

〔地震時の活動〕

 第18条 地震時の活動は、第４章によるほか、次の措置を行う。

（１） 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。

（２） 防火管理者は、被害の状況を店内放送等により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関（消防署、市区町村役場等）からの情報を積極的に収集すること。

（３） 避難場所は　　　　　　　　　とする。

（４） 避難場所ヘの避難開始は、防災機関の避難勧告又は、自衛消防隊長の判断により行う。

第６章　教育及び訓練

〔防災教育及び訓練の実施時期〕

　第19条　防火管理者は、従業員等に対して次により防災教育及び訓練を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 実施月 | 内　　　　　　　　容 |
| 防災教育 |  | 月 | １　教　育・ 消防計画の周知徹底及び従業員の任務について・ 火災予防上の遵守事項について・ 発災の周知要領及び避難誘導要領について・ 震災対策について・ その他火災予防上必要な事項について２　訓　練・ 総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。・ 部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導の訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。通報連絡訓練　発災の確認後、建築物内に周知し消防機関に通報する訓練消火訓練　　　消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練避難訓練　　　建築物内に発災を知らせ、避難誘導及び避難器具操作の訓練 |
| 総合訓練 |  | 月 |
| 部　分　訓　練 | 通報連絡 |  | 月 |
|  | 月 |
| 消　　火 |  | 月 |
|  | 月 |
| 避難誘導 | 　 | 月 |
|  | 月 |
|  |  |

〔自衛消防訓練の通知〕

　第20条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、様式第８号「消火訓練及び避難訓練実施計画書」により徳島中央広域連合　消防署長に通知するものとする。

【防火管理業務の一部委託　　　あり　・　なし　】

□常駐方式　　□巡回方式　　□遠隔移報方式

・　受託者の行う防火管理業務の範囲、防火管理業務の方法は別表３「防火管理業務の委託状況表」のとおりとする。

・　受託者

　　　会社名　　：

　　　電話番号　：

　　　所在地　　：

　　付　則

　　この消防計画は、　 　年　　月　　日から実施する。

別表１　火元責任者の指定

|  |
| --- |
| 火元責任者 |
| 担当区域 | 担当者 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表２　自衛消防隊編成表

|  |
| --- |
|  |
|  |  | 通報連絡係 |
|  |
|   |  |  |  | （ |  | ） | （ |  | ） |
| 自衛消防隊長 |
|  | （ |  | ） | （ |  | ） |
|  |
|  （ |  | ） |  | 消火係 |
|  |
|  |  | （ |  | ） | （ |  | ） |
| （ |  | ） | （ |  | ） |
|  | 避難誘導係 |
|  |
|  | （ |  | ） | （ |  | ） |
| （ |  | ） | （ |  | ） |
|  | 応急救護係 |
|  |
|  | （ |  | ） | （ |  | ） |
| （ |  | ） | （ |  | ） |
|  |
| 担　　当 | 任　務　内　容 |
|  自衛消防隊長 |  自衛消防活動に必要な指揮、命令を行う。 消防隊と密接な連携を図る。 避難状況の把握を行う。 |
|  通報連絡係 |  １１９番通報を行う。 内線電話で拡声を行い火災の発生を知らせる。 |
|  消火係 |  消火器を積極的に活用して初期消火にあたる。 各階の消火器を火災場所に集め同時に使用する。 天井に火が燃え移った場合、消火できないと判断した場合にあっては、速やかに安全な場所に退避する。 |
|  避難誘導係 | 　１階の非常口を開放して客の避難誘導にあたる。　避難器具の使用は、階段からの避難ができない場合に使用する。 |
|  応急救護係 | 　負傷者に対し適切な応急処置を行う。　救護者の負傷の状態を把握し、救急隊へ迅速に引き継ぎを行う。 |

別表３　防火管理業務の委託状況表

**防火管理業務の委託状況表**

□常駐方式　□巡回方式　□遠隔移報方式

　（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏名（名称）　　　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地） |
| 担当事務所　　　　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 | □ 建築物内及び敷地内の火気使用箇所の点検監視業務□ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 （□初期消火 □通報連絡 □その他　　　　　　　　　）□ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□ 周囲の可燃物の管理□ その他　　　　　　 |
| 受託者の行う防火管理業務の方法 | □常駐方式　　　□巡回方式　　　□遠隔移報方式　　 |